

スマート農業を
支援します

農作業省力化・効率化対策事業費補助金 (水田スマート農業推進タイプ)

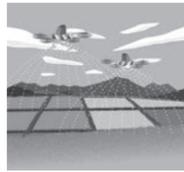
市では、水田農業における生産性の向上を図るため、スマート農業機械の導入に係る経費の一部を補助します。

▼申請期間 7月16日(火)～8月16日(金)

▼対象者 次の①と②の要件を満たす農業者等

①市内農業者、市内に本店を有する農地所有適格法人、市内農業者等で組織する団体のいずれかであること

②令和6年産水稻生産実施計画書兼経営所得安定対策等の交付金に係る営農計画書を提出しており、土地利用型作物(水稻、



大豆、麦、子実用トウモロコシのいずれか)を作付け予定であることが確認できること

▼補助対象経費 主に水田(土地利用型作物に限定)で利用する、自動操舵システム、自動飛行ドローン、直進アシスト機能付き田植え機、水管理システム、RTK-GNSS 均平システムの導入に要する経費

▼補助金額 補助対象経費の実支出額(税抜き額)の2分の1以内の額(上限100万円)

詳細は市ホームページで確認してください。

■問い合わせ・申請先 農政課(市役所3階、☎40-4356)

魅力あるまちづく
りのために

屋外広告物等の除却に対する補助金

弘前城下町の歴史的風致を生かした魅力ある街並み景観の形成を図ることにより、市民や観光客が訪れたい魅力あるまちづくりを推進するため、景観を阻害する屋外広告物の除却に要する経費の一部を補助します。

▼申請期限 12月27日(金)

▼補助対象となる屋外広告物 街なみ環境整備促進区域および街なみ環境整備事業地区で、次の①と②の要件を満たすもの

①弘前市屋外広告物条例に基づく許可を受けているもの/②適用除外に該当する広告物で、許可不

要となっているもの

▼補助対象者 補助対象となる屋外広告物の所有者または管理者で市税等を滞納していない人

▼補助対象経費 屋外広告物の除却または改善に係る工事費

▼補助金額 補助対象経費の実支出額の2分の1に相当する額(上限20万円/先着順)

申請方法などの詳細は、市ホームページで確認してください。

■問い合わせ・申請先 都市計画課(市役所3階、☎34-3219)



健康で元気な
職場づくりを応援

働き盛り世代への運動教室 参加企業を募集

市のスポーツ指導員が企業を訪問し、運動教室を開催します。運動習慣を身につけて、健康な体づくりや元気な職場づくりに取り組んでみませんか。

▼対象 市内の企業=3社(先着順)

▼運動教室の内容 1時間程度の簡単なストレッチや有酸素運動などを行います。また、体組成や血圧、内臓脂肪測定も実施します。

▼申し込み方法 11月29日(金・必着)までに、

Eメール(企業名、住所、担当者名、実施場所、実施希望日(8月から令和7年2月までの間で3日～5日)を記入)で申し込みしてください。

▼その他 企業に訪問して行う運動教室ですが、実施場所がない場合は市内体育施設での実施も可能です。お気軽にご相談ください。

■問い合わせ・申込先 スポーツ振興課(☎40-7115、Eメール sportshinkou@city.hirosaki.lg.jp)

対象者は
受診しましょう

国保特定健診をSMSで受診勧奨します

市では、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を目的として、40歳以上の国保加入者を対象に無料で国保特定健診を実施しています。

受診者を増やし、将来の医療費適正化と健康寿命の延伸につなげるため、SMS(ショートメッセージサービス)による受診勧奨を実施します。

40歳以上の国保加入者で、今年度まだ受診していない人は、ぜひ受診をお願いします。

◎SMS・携帯電話やスマートフォンの電話番号を宛て先にして、テキストメッセージを送信するサービス。

▼実施予定期間 7月下旬～令和7年1月中旬

▼対象 過去に国保特定健診を受診したことがある40歳以上の国保加入者のうち、今年度に受診が確認できない人

※受診の確認には時間がかかりますので、申し込み済みや受診済みの人にもSMSを送信する可能性があります/個人情報や金融機関の口座番号等を聞くことはありません。

▼発信元の電話番号 ☎0172-35-1116

※市が送信するSMSは送信専用のため返信はできません。

■問い合わせ先 国保年金課(☎35-1116)

協働によるまちづくり物品貸出制度

協働によるまちづくりを推進するため、市民団体等が行うまちづくり活動の支援として市が所有する物品を貸し出します。

▼対象となる活動 市内に在住または通勤・通学する人を主たる構成員としている団体(町会、特定非営利活動法人など)が行う公共的な活動

▼貸出物品 プロジェクター、スクリーン、マイクセットなど

▼使用料 無料(ただし、使用にあたっての燃料など消耗品は申請者の負担となります)

▼申請方法 各物品の所管課に直接電話等で空き状況を確認した上で必要書類を提出してください。

▼その他 物品の一覧や、所管課、貸出期間などの詳細は市ホームページで確認してください。

■問い合わせ先 制度全般について…市民協働課(☎40-7108)/物品の借用について…各物品の所管課

7月21日～31日

夏の交通安全県民運動

夏休みに入るこの時期は、開放感から起こる交通事故や、レジャーによる疲労運転や飲酒運転等による交通事故が多数発生しています。私たち一人一人が道路の安全な通行を心掛け、悲惨な交通事故をなくしましょう。

▼交通安全県民運動の重点

●歩行者の交通ルール順守の徹底と安全運転意識の向上

●自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルール順守の徹底

●飲酒運転の根絶と妨害運転等の防止

■問い合わせ先 地域交通課(☎35-1124)

「涼み処」を募集しています。

市では、市役所庁舎や図書館など9カ所と市内の郵便局(簡易郵便局を除く35カ所)を、市民の皆さんが夏の暑さをしのぐことができる「涼み処」として指定しています。



この度、利用できる場所を増やすために「涼み処」として利用できる店舗等を募集しています。

▼登録方法 事前に環境課(市役所2階)にお問い合わせの上、涼み処応募連絡票の提出を。

※涼み処応募連絡票は、環境課で配布しているほか市ホームページに掲載しています。

■問い合わせ・提出先 環境課(☎36-0677)

臨時休館・営業時間臨時変更のお知らせ

◎鳴海要記念陶房館 **臨時休館**

▼期間 8月1日(木)～9日(金)

◎まちなか情報センター **閉館時間変更**

▼期間 8月1日(木)～4日(日)

▼閉館時間 ねぶた最後尾通過後または午後9時のいずれか遅い時間

◎藤田記念庭園 **開館時間延長** **ライトアップ**

▼期間 8月1日(木)～4日(日)の午後5時～8時

▼ところ 洋館(藤田謙一資料室)、高台部、低地部

詳細は、各施設にお問い合わせを。

■問い合わせ先 鳴海要記念陶房館(賀田字大浦、☎82-2902、火曜日は休み)/まちなか情報センター(土手町、☎31-5160)/藤田記念庭園(上白銀町、☎37-5525)